

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 SMBC グループ財団（以下「当財団」という。）と称し、英文では、The SMBC Group Foundation と表記する。

(事務所)

第2条 当財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当財団は、寄附や社会変革活動への参加を通じて社会的価値の創造を実現したいと願う人々や企業に向け最適なかたちでその実現の機会を提供するとともに、そうした活動を推進する団体の健全な発展、成長に貢献する支援の仕組みを構築することにより、日本国内に新たな資金循環の流れを根づかせ、持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当財団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会的価値の創造や社会変革に貢献し、またはそれを支援する活動（以下、「社会貢献活動等」という。）を行う団体・個人に必要な資金を提供するために、寄附を募り、それを管理運営する事業
- (2) 寄附を受けた不動産や絵画等の資産を社会価値の創造に活かすために管理・活用する事業
- (3) 社会貢献活動等を行う団体・個人に対し、助成、融資及び出資などを行う事業
- (4) 社会貢献活動等を行う団体・個人に対し、顕彰を行う事業
- (5) 社会貢献活動等を行う団体・個人及び資金提供者に対する情報提供、相談及びコンサルティング事業
- (6) 社会貢献活動等を行う団体・個人及び資金提供者と協働のうえ取り組む支援事業
- (7) 寄附を推進する仕組みやプロジェクトの企画および実施に係る事業
- (8) 社会貢献活動等に係る調査研究、情報収集、情報発信及び政策提言に関する事業
- (9) その他、当財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、国内および海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第5条 設立者の名称及び住所並びに当財団の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

設立者 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

抛出財産及びその価額 現金 300万円

(基本財産)

第6条 当財団の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、当財団の基本財産とする。

(1) 基本財産として指定して寄附された財産

(2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を要する。

3 公益財団法人への移行日以後に寄附、購入等の行為により取得した財産は理事会の承認を得て、基本財産及び不可欠特定財産に繰り入れることができる。

(事業年度)

第7条 当財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第11条 当財団に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ、ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするものの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項8号規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 当財団の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 前項第3号並びに第25条第3項及び第4項の「特殊の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「特殊の関係がある者」をいう。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げるものではない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員には、その職務執行の対価として報酬等を支給できるものとし、その額は、

各年度の総額が100万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

4 前3項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び活動計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 公益目的事業以外の事業に関する重要事項
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の種類と開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

2 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったとき、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会での決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(評議員会での決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会での報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 当財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長、専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、当財団の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 前条第1項で定める理事及び監事の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員会は補欠の理事及び監事を選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当財団を代表しその業務を執行する。

3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当財団を代表し、理事長を補佐して、本財団の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時点までとし、増員として選任された理事の任期は、選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、再任を妨げるものではない。

- （1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員に対する報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

（競業及び利益相反取引の制限）

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- （1） 自己又は第三者のためにする当財団の事業の部類に属する取引
- （2） 自己又は第三者のためにする当財団との取引
- （3） 当財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第32条 当財団は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当財団は、非業務執行理事等（一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の非業務執行理事等をいう。）の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

（理事会の構成）

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）当財団の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び専務理事の選定及び解職
- （4）重要な財産の処分及び譲受の決定
- （5）多額の借財の決定
- （6）重要な使用人の選任及び解任の決定
- （7）重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- （8）当財団の運営に必要な事項及び細則、規則、規程等の制定、変更及び廃止
- （9）その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（理事会の種類と開催）

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回及び毎事業年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

（理事会の招集）

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 前2項にかかわらず、理事と監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったとき、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。

（理事会での決議）

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会での決議の省略）

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がある提案に異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会での報告の省略）

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

（理事会の議事録）

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び専務理事並びに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

（株式の議決権）

第41条 当財団が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会に理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

（理事会の運営規則）

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 選考委員会

（選考委員会の設置）

第43条 当財団に、第4条第1項各号の対象となる者を選考するために選考委員会を置く。選考委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員現在数の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(合併等)

第45条 当財団は、理事会において議決に加わることのできる理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会において議決に加わることのできる評議員現在数の3分の2以上の決議をもって他の法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。))第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に限る。)と合併又は事業の全部若しくは一部譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当財団は、基本財産の滅失による当財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 当財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 当財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(剰余金の非分配)

第49条 当財団は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第50条 当財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会が選任及び解任する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 1 条 当財団の公告は、電子公告により行う。

2 当財団の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 補 則

(委 任)

第 5 2 条 この定款に定めるもののほか、当財団の運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 1 3 章 附 則

(設立時評議員)

第 5 3 条 当財団の設立時評議員は、次の通りとする。

設立時評議員 金丸 宗男、久保 健、三宅 茂久

(設立時役員)

第 5 4 条 当財団の設立時理事、設立時理事長、設立時専務理事及び設立時監事は次の通りとする。

設立時理事	國部 毅、伊藤 雄二郎、栗田 智子
設立時理事長	國部 毅
設立時専務理事	伊藤 雄二郎
設立時監事	松川 洋平

(設立時の主たる事務所の所在地)

第 5 5 条 当財団の設立時の主たる事務所の所在地は次の通りとする。

東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号

(最初の事業年度)

第 5 6 条 当財団の最初の事業年度は、当財団成立の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

（設立初年度の事業計画及び収支予算）

第 5 7 条 当財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 8 条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

（設立者の名称及び住所）

第 5 8 条 設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号

名 称 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

（法令の準拠）

第 5 9 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則 この定款の変更は、令和 7 年 3 月 2 5 日から施行する。